2025年10月31日

討会 (第7回) 参考資料 1

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 とりまとめ素案

2

4

1

I.はじめに(基本的な考え方)

- 5 回塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が要介護状態等となっても住み慣れた 6 地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護、介護予防・生活支援、 7 住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が目指されてきた。

- 20 高齢者の終の住処ともなる有料老人ホームは、判断能力や心身の機能の低下という不安を抱える高 21 齢者の安心・安全な住まいとして、高齢者が尊厳を保ちながら自立した暮らしを継続でき、その人 22 らしい人生を全うできるようなハードとソフトを兼ね備えていることが基本となる。有料老人ホー 23 ムのような形態のサービスは、各地域において介護施設との役割分担の下、健全に発展していくこ 24 とが期待される。
- 25 こうした中、一部の「住宅型」有料老人ホームにおける入居者に対する過剰な介護サービスの提供 (いわゆる「囲い込み」)の問題が長年にわたり指摘されており、「全世代型社会保障構築を目指す 改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)において「事業実態を把握した上で、 より実効的な点検を徹底するとともに、サービス提供の適正化に向けた更なる方策を検討し、必要 な対応を行う」こととされた。
- 30 さらに、有料老人ホームの入居者の安全等が脅かされる事案として、令和6年秋頃に、全国4ヶ所 に所在する「住宅型」有料老人ホームにおいて、給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、 入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされた事案 が発生した。また、同年秋頃には高齢者住まいの入居者紹介事業者に対する高額紹介手数料の支払 いに係る課題が浮き彫りとなった。さらに、近年、養介護施設従事者等による高齢者に対する虐待 判断件数の施設種別構成比に占める「住宅型」有料老人ホームの割合が増加している状況も明らか となっている。
- 37 このような、有料老人ホームの運営の透明性や、提供されるサービスの質の確保に関する課題が指 38 摘されており、また現行の届出制のもとでの都道府県等による指導監督の限界も指摘されている。

- 39 こうした状況を踏まえ、本検討会では、令和7年4月以降、学識者、事業者団体、消費者団体、専 40 門職団体、自治体等からの参画を得て、自治体、事業者等からのヒアリングを重ねて、有料老人ホ
- 41 ームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、運営やサービスの透明性・質の
- 42 確保を図るための方策について、検討を行ってきた。

43 Ⅱ. 現状と課題

- 44 1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方
- 45 (1) 高齢者住まいの現状及び課題
- 46 (有料老人ホームの制度の変遷)
- 平成18年(2006年)には、都市部を中心に高齢者のみ世帯が急増するなど、施設から住宅への住み替えニーズが増大したことに対応するため、バリアフリー等の居住水準を満たす「高齢者専用賃貸住宅(高専賃)」の対象が特定施設に拡大された。また、特定施設のサービス提供の多様化を図る観点から、有料老人ホームの職員が自ら介護サービスを提供する従来の特定施設を「一般型特定施設」としたうえで、新たに、介護サービスを外部の訪問介護等の事業者に委託する「外部サービス利用型特定施設」が創設された。また、特定施設が増加し、量的コントロールを求める自治体からの要望も背景に、同年に特定施設が総量規制の対象に追加された。
- 「一般型特定施設」は、3対1(要介護者3人に対し1人以上)で配置された介護・看護職員によ 61 り介護や生活相談等のサービスが包括的に提供され、介護保険施設と同様に包括報酬で給付が行わ 62 れるのに対し、「外部サービス利用型特定施設」は、10対1(要介護者10人に対し1人以上) 63 64 で配置される介護職員により生活相談・安否確認・ケアプラン作成が行われ、当該生活相談等につ いては定額報酬で、訪問介護・通所介護など外部委託する介護サービスについては出来高報酬で、 65 それぞれ給付が行われる。また、入居者が利用できる介護報酬の単位数について、「一般型特定施 66 67 設」の介護報酬単位数や「外部サービス利用型特定施設」の限度単位数は、一般的な居宅サービス の区分支給限度額と比べると低い。さらに、「外部サービス利用型特定施設」の場合、各委託先事 68 69 業者にとっては、特定施設と契約することにより、当該特定施設の居住者に対して安定的なサービ スを供給するメリットがあるほか、移動コスト等の節約により効率的な介護サービスの提供が可能 70 71 であることから、このような特性を配慮し、委託先事業所が受け取る介護報酬は、各サービスの基 72 本報酬の90%を基本とし、かつ原則として加算は適用しないこととなっている。
- 79 このように、有料老人ホームは、老人福祉法に基づく規制のほか、介護保険制度の特定施設入居者80 生活介護の指定を受けた場合は介護保険法の規制に服し、また、サ高住の登録を受けた有料老人ホ

ームは、高齢者居住安定法に基づく規制に服している。なお、サ高住の登録を受けた有料老人ホームについては、高齢者居住安定法に基づき、有料老人ホームの届出は不要となっている。

82 83

84

81

(有料老人ホームの役割の変遷)

- 96 当初の有料老人ホームは、民民契約に基づく純粋な民間サービスの提供として、中堅所得層以上が 97 早めに住み替え、老後生活の場として多様な共用施設を有する形態が多かったが、近年は多様な料 98 金設定において多様なサービスが展開され、入居者の所得階層や状態像も幅広くなっている。

- 106 この 1 O 年間における特定施設と「住宅型」有料老人ホーム、サ高住の入居者像の主な変化や特徴 107 は、次の通りである。
- 108 ・ 高齢者施設の件数・定員数は概ね横ばい・微増の中、有料老人ホーム及びサ高住は10年間で 109 約1.8倍に増加。
- 110 ・ 有料老人ホームの入居者の年齢層は、10年前と比較し、90歳以上の層が約3~4割と最も 111 多くなっている。また、「住宅型」有料老人ホームは80歳未満が全体の22%程度を占めて 112 おり、他の類型よりも年齢層が低い。「住宅型」有料老人ホーム・サ高住では75歳未満の入 113 居者が約5%から約9%に増加。
- 114 ・ 要介護度について、「住宅型」有料老人ホームは要介護3以上が入居者の48.7%から55. 115 9%に増加。
- 116 ・ 月額費用は幅広いが、特定施設では「30万円以上」が、「住宅型」有料老人ホームでは「1 117 0万円未満」が、サ高住(非特定施設)では「12~14万円」がそれぞれ最も多くなってお 118 り、各類型とも10年間この傾向が維持。

- 119 「病院・診療所」から入居する方の割合は、特定施設が約3割、「住宅型」有料老人ホームが約 120 4割、サ高住が約3割を占める。
- 121 退去理由は、死亡が最も多く、その割合もこの10年で増加(2024年で特定施設:59%、 「住宅型」有料老人ホーム: 55%、サ高住: 43%)。特に、「住宅型」有料老人ホームの死亡 122 123 による退去の割合が14%程度増加。

124

これらの点に関し、本検討会における議論では、以下のような指摘があった。

125 126

- 127 ○ 高齢者住まいにおける看取りが増えてきている中、人生の最期まで尊厳が守られるサービス提供が 128 確保される必要があるのではないか。
- 129 本来は、養護老人ホーム、軽費老人ホームといった社会福祉施設に入所することが想定されている 130 比較的所得水準の低い高齢者について、それらの施設の整備が相対的に遅れてきた中、中堅所得層 131 以上を想定した類型である有料老人ホーム等が結果的に受け皿となっており、本人の経済状況や心 132 身の状況に合った支援やケアが受けられていない状況を生んでいるのではないか。こうした方々の 住まい・施設について、自治体が適切な支援・整備を行う必要があるのではないか。また、単身世 133 134 帯の増加により生活支援を担う親族が身近にいない高齢者が増えることが見込まれる中、今後、改 正住宅セーフティネット法に基づく居住サポート住宅との重なりも生まれてくるのではないか。 135

136

137

139

(2) 有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保

138 ①現状·課題

(職員配置について)

- 有料老人ホームについては、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(平成14年7月18日付け 140 老健局長通知。令和6年12月6日最終改正。以下「標準指導指針」という。)において、提供す 141 142 る介護サービスの内容に応じ、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること、ま 143 た、看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置することとされている。これに基づ 144 き、有料老人ホームに専従する職員を配置している「住宅型」有料老人ホームは約5割であり、そ のうち、介護福祉士等の介護資格を有する職員を専従配置しているのは91.4%となっている。 145 また、看護職員については、専従配置が約17%、兼務配置が約40%であった。 146
- 看護職員と入居者の状態像の関係については、車従や兼務の看護職員がいるホームほど、医療処置 147 を必要とする入居者の割合が高い傾向が見られた。一方で、看護職員の配置がないホームにおいて 148 149 も、医療処置を必要とする入居者や、中重度者が一定程度いることが確認されている。
- 夜間の職員配置については、標準指導指針において、入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に 150 151 対応できる数の職員を配置することとされており、大多数のホームでは1人以上の職員を配置して 152 いる。多くの自治体(59.3%)では、独自に策定した指針において24時間の夜間体制を取る 153 べきこととしている。他方、夜間の職員配置がないホームも、「住宅型」有料老人ホームで3.
- 154 5%、サ高住で1割強あった。
- 職員配置について法令上の義務がなく、標準指導指針においても必ずしも定数的な基準が示されて 155 156 いない中、入居者の医療・介護ニーズに沿うケアが提供される体制の確保が課題となっている。ま

- 157 た、例えば、ホームと同一法人の介護サービス事業所の職員が兼務している場合もあり、明確に区 158 別されていないおそれがある。

163164

(安全確保及び高齢者虐待防止について)

- 165 介護事業所における事故発生の防止を推進する観点から、国における事故情報の収集・分析・活用 166 による全国的な事故防止のPDCAサイクルの構築が求められているところ、有料老人ホームにお 167 ける介護事故防止や介護事故があった場合の対応については、標準指導指針において介護施設に準 168 拠した対応が求められている。

173

174 ②検討の視点

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

175176

177

(有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保について)

- 183 質の確保に大きな影響を与える可能性があるため、特に入居者保護の必要性が高いのではないか。
- 184 高齢化の進展に伴い中重度の高齢者や医療ニーズを有する高齢者が増加している中、中重度となっ 185 た場合、日常動作、食事、排泄に対する一定のマンパワーを要する介助が随時発生するため、職員 186 不足や職員の負担の増大が、入居者への不適切なケアの誘因になるおそれもあるのではないか。こ 187 のため、入居者像を踏まえれば、一定の数値的な基準を設ける必要があるのではないか。
- 188 自立者向けで、要介護状態となった場合には退去することが明確なホームについては、事前規制の 189 対象から外すことも考えられるのではないか。
- 190 高齢の入居者はいつ疾患、骨折や外傷等が生じてもおかしくない中、常に要介護状態になるリスク 191 もある中、高齢者の尊厳の保持や人権尊重は、全ての住まいが遵守すべきものであるため、事前規 192 制の対象は一部に限定することなく全ての有料老人ホームとすべきではないか。また、高齢者は自 193 立で入居してもいずれは介護や医療が必要になることから、原則、すべての有料老人ホームに対し 7必要な措置を求め、全体の底上げを図る必要があるのではないか。

- 195 「住宅型」有料老人ホームは、日中も夜間もポイントで訪問介護等のサービスが入るが、予定され 196 た時間以外に支援が必要になった場合や、火災や地震等の災害が起こった場合にどう対応するかを 考える必要があるのではないか。また、現実的には、訪問サービスのみによって重度者や認知症ケ アが必要な方に随時対応するのは厳しいのではないか。このため、有料老人ホームにおいてこうい った方が入居する場合は、夜間も含めて、最低限安全性が担保されるべき職員配置が求められるの ではないか。

- 209 一体的にサービス提供を受けられると入居者・家族等が考えて入居しても、高齢者施設・高齢者住 210 まいの種類、類型に応じて、介護事故が起きた場合の結論に開きがあることが指摘されている。入 211 居者へのサービス提供や安全確保にかかる責任の所在について、有料老人ホーム自体でどこまで担 212 保されているのか、併設の介護サービスでどこまでが担保されているかが明確でないのではないか。
- 213 高齢者が暮らす場所では、対策を講じたとしても転倒等は起こり得るが、介護施設と同様に、要介 214 護者も多く入居する有料老人ホームについても、事故の発生防止に向けた事故情報の収集・分析・ 215 活用を推進していく必要があるのではないか。
- 216 介護サービスあるいは看護や看取りを提供することを前提に募集している有料老人ホームや、中重 217 度の要介護者や医療ニーズを有する方が一定以上いる場合には、常時介護を必要とするとともに、 218 状態変化の可能性が高い状況があり、医療機関へつなぐ対応や看取りも想定した対応が生じ得るた 219 め、入居者の尊厳を保持した適切な介護や看護の提供体制を確保する必要があるのではないか。
- 220 重度者が多い有料老人ホームにおいては、有料老人ホームの専従または兼務の職員が責任を持って 221 ケアを提供する体制整備が必要であり、介護や看護の最低限の職員配置を明示すべきではないか。
- 222 職員配置については、類似の高齢者住まいであるサ高住が参考になるのではないか。一方、運営面 223 の基準は、入居者の安全を確実に守り、事業運営の透明性を高める観点からも、特定施設などの介 224 護保険施設に近いレベルの規制を設けることが望ましいのではないか。
- 225 職員配置や設備基準などを具体的に考える際には、多くの有料老人ホームが自治体指導指針に沿う 226 よう運営に努めている実態を踏まえ、現行の標準指導指針が一つの基準になるのではないか。
- 227 設備基準に相当するものとして、標準指導指針では1人あたり床面積が13㎡以上という基準がある。これを従うべき基準にするのか、参酌基準にするのか、さらに、改修型や既存の有料老人ホームをどう扱うのかを考える必要があるのではないか。また、一部の自治体では独自の指導指針で夜間の職員配置を求めているところもあるため、職員配置基準については上乗せを許容する参酌基準とする方法もあるのではないか。
- 232 高齢者の虐待防止は、介護保険サービスに限らず、どのようなサービスであっても高齢者の尊厳保

- 233 持及び権利擁護の観点全体から重要と考えられる。介護や医療の関係事業者においては、看取りの 234 指針の整備、委員会の設置、研修会の開催、身体的拘束等廃止の取組、虐待防止の取組等が基準省 235 令上義務化されているが、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームにおいて 236 も参考にすべきではないか。
- 237 施設長や職員が重度者の食事、栄養、入浴等に関する基本的な知識や対応力を有していることや、 238 そうした体制について行政の事前及び事後の実地調査ができる仕組みが必要ではないか。

(介護・医療との適切な連携体制について)

239

240

252253

- 241 尊厳の保持及び自立支援という介護保険の二大目的を踏まえれば、有料老人ホームにおいても本人 242 の自立に資するサービス提供が行われているかが重要ではないか。医療を要する方については、訪 243 問診療のかかりつけ医や、訪問看護ステーションの看護師等の適切な関与が重要。高齢者住まいの 外部からの介護・医療サービスに関しては、それぞれ介護保険や医療保険の仕組みの中で対応され 3ことが前提だが、有料老人ホームにおいてどういった連携や情報共有がなされており、どのよう に高齢者住まいにおけるサービス提供に生かされているかが重要ではないか。
- 247 在宅サービスにおいては、リハビリテーションや低栄養・口腔に対する対応、歯科受診、あるいは フレイルに対する対応等の実効性を高めることが課題だが、有料老人ホームにおいても、専門性の 高いアセスメントに基づいたケアプランやサービスの提供につなげていく必要があり、例えば廃用 性症候群やフレイルを助長する生活習慣や状況があれば、介護予防の観点から、リハビリテーショ ンや訪問看護、口腔・栄養管理等の積極的な提供が推進されるべきではないか。

(サービスの見える化について)

- 260 第三者評価は、有料老人ホーム側にとっては改善に向けたフィードバックになり、その評価結果が 261 公表されれば、サービスの質や運営方針などを知る上で信頼できる情報となるので、入居者やその 262 家族等が有料老人ホームを客観的に比較できるようになるのではないか。第三者評価が入居希望者 263 や行政にとって重要な指標となり、それが事業者のやりがいにつながり、事業者による導入が更に 264 進むという好循環ができるのではないか。
- 265 第三者評価については、自治体が福祉サービス第三者評価を実施しているケースもあり、広く活用 266 が進むためには、第三者評価の基準、費用負担、情報公表との連携等について整理が必要なのでは 267 ないか。

③対応の方向性

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

(有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について)

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制の導入を検討する必要があるのではないか。
- この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応 の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方など を入居対象とする有料老人ホームとすることが考えられるのではないか。また、実態としてこれら の者が入居している有料老人ホームや軽度の高齢者のみが入居しているが、中重度以上になっても 住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられるのではない か。その際、全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化すると ともに、入居者の状態に応じた基準を設ける枠組みとすることも考えられるのではないか。
- 有料老人ホームについて、利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要ではないか。この観点から、全ての有料老人ホームに対し、契約書に入居対象者(入居可能な要介護度や医療の必要性、認知症、看取り期の対応の可否)を明記し、公表するとともに、自治体に提出する事業計画上記載することを義務付ける必要があるのではないか。

(具体的な基準について)

- こうした有料老人ホームについては、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要があるのではないか。
 - また、併設介護事業所が提供するサービスや職員体制・運営体制との関係が曖昧にならないような 基準を示す必要があるのではないか。
- こうした制度を導入する場合、事業開始前に満たすべき項目として、現行の標準指導指針を一つの 基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人 員・施設・運営等に関する基準を設ける必要があるのではないか。
 - 具体的には、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける必要があるのではないか。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要ではないか。また、サ高住等の制度も参考に、有料老人ホームによる不当な契約解除を禁止するなど、契約関係の基準等を盛り込む必要があるのではないか。
 - 特定施設と同様に、認知症ケア、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化、介護予防、要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修も、既に何らかの介護関係の資格を有している場合等を除き、必要ではないか。

○ こうした基準等の策定に際しては、自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規定する必要があるのではないか。また、各地域における実情を反映できるよう、一定の事項については参酌基準とすることが適切ではないか。

(介護・医療との適切な連携体制について)

- 有料老人ホームにおいても、ケアマネジャーや高齢者自身の適切なアセスメント及び本人の意思決定に基づいた質の高いケアプランの作成やサービス提供につなげていくことを確保する必要があるのではないか。有料老人ホームにおいて、高齢者本人や家族の相談窓口となる担当者を明確にすることや、必要に応じて有料老人ホームの職員が介護や医療現場のケアカンファレンスにも参加していくことも考えられるのではないか。
- 医療機関と高齢者住まいの連携について、医療機関においては、診療報酬上の入退院支援加算の連携の仕組みを参考にするなど、地域の医療機関の地域連携室と高齢者住まいの連携を深めていく必要があるのではないか。また、医療機関の地域連携室に近隣の高齢者住まいのパンフレットや契約書を共有しておくなど、常日頃から医療機関と地域の高齢者住まいが情報共有しておくことが考えられるのではないか。

(サービスの見える化について)

○ 有料老人ホーム運営事業者自らの質の改善と高齢者やその家族の適切なサービス選択に資するため、客観性・専門性を有した第三者が外部からサービスの質を評価することが必要ではないか。そのためには、事業者団体による既存の第三者評価の仕組みを一層活用していくことが有効であり、これを制度的に位置付けることも必要ではないか。

(3) 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

332 ①現状·課題

(入居契約の透明性の確保について)

- 337 さらに、入居希望者と有料老人ホーム運営事業者の間で締結される入居契約については、情報量や 338 分析力、交渉力等の格差が前提となっており、有料老人ホーム運営事業者が用意した契約書が利用 339 されることが多いため入居者の意思が反映されにくく、消費者たる高齢者やその家族等にとって不 340 利な契約を締結することになる可能性がある。

345 難な場合がある。

350

351

(有料老人ホームへの入居時の契約構造について)

- 359 しかしながら、実際には、有料老人ホーム運営事業者と、ケアマネジメントや居宅介護サービスを 360 提供する事業所が同一・関連法人である、同一建物内に併設されているなど、実態として住まいと 361 介護が一体的に提供されている場合がある。
- 362 こうした形態における契約プロセスにおいては、介護サービスの給付決定という行政行為が組み込まれており、民民契約を越えた公的契約の側面も含まれているとの指摘がある。また、入居者の多くは、入居後に様々なサービスを受ける前提として入居契約を結ぶことから、有料老人ホーム事業者には、生命・身体等の安全に配慮する義務や権利擁護、高齢者福祉の観点といった高い倫理性が求められるとの指摘もある。
- 367 令和6年度に実施した調査研究事業においては、介護サービスに関する入居前の説明状況について、 368 「他の事業所が提供するサービスも利用できること」を説明している施設は7割前後であり、その 369 うち、「説明資料(書面)」を使って説明し、同意書に署名をもらう」との回答が4割弱あった。一 370 方、「質問があったときのみ、口頭で説明している」施設や、そもそも、「他の事業所が提供するサービスも利用できること」を説明していない施設も一定割合あった。

372

373

(入居者によるサービス選択について)

382 (入居時の適切な説明について)

- 389 「住宅型」有料老人ホーム等において高齢者虐待が増えている一因として、利用者や家族による過剰な要求など、ハラスメントによる職員の精神的なストレスや、人手不足等の労働環境が指摘されているが、こうした状況への対応として、契約締結時に、提供できるサービスと提供できないサービス、別途料金がかかるサービスについて、誤解が生じないように正確かつ簡明な形で利用者に説明して理解を得ることが重要ではないか、それが現場の職員を守ることにもつながるのではないか、との指摘がある。

(有料老人ホームに関する情報公表について)

402

- 406 ○ 厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」では、「介護サービス情報の公表制度」 407 に基づき、特定施設を含む介護サービス事業者の情報を掲載・検索できる。老人福祉法第29条第 408 12項に基づく有料老人ホームの情報の公表については、広く高齢者及びその家族等がその情報を 409 入手できるよう、介護サービス情報公表システムを活用し効率的・効果的に情報の公表を行う観点 410 から、令和3年9月に「住宅型」有料老人ホームを含む有料老人ホームを検索できるようシステム 411 改修を行ったが、現状、掲載されている「住宅型」有料老人ホームは「住宅型」有料老人ホーム全 412 体の半数強程度にとどまっている(令和7年4月現在)。なお、サービス付き高齢者向け住宅情報 413 提供システムは、サ高住運営事業者が直接入力した情報を行政で確認し公表する仕組みになってお 414 り、行政の事務負担がより少ないとの指摘がある。
- 419 有料老人ホームを探すに当たって、自立型の場合は高齢者本人が探すことが多く、介護が必要な場

420 合は家族等が探すことが多い傾向にあるが、「介護サービス情報公表システム」に掲載されていな 421 い有料老人ホームが多数あり、ここからは十分な情報を得られないとの指摘がある。一方、「サー 422 ビス付き高齢者向け住宅情報提供システム」では詳細な情報も閲覧できるため、入居希望者が入居 423 者紹介事業者(以下「紹介事業者」という。)を通さずに自ら立地・費用・サービス等について検 424 索・抽出し、見学に行くことまでできているのではないかとの指摘がある。

425

426

427

429

②検討の視点

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

428

(入居契約の透明性確保について)

- 433 高齢者本人が住まい・介護サービスの選択を行う場合、住み慣れた地域で活用できる介護サービ 434 ス・地域資源や、適切な運営を行う有料老人ホームやサービス事業者についての十分な情報や選択 435 肢が提供されるとともに、介護サービスの選択において、ケアマネジャー等の専門職の適切な関与 436 に基づく、自由な選択と意思決定が確保されることが重要ではないか。
- 437○ 入居時の選択の自由の確保、あるいは入居後で介護サービスの自由な選択の保障がなされることが438重要ではないか。

441442

(説明・情報公表事項の充実について)

- 443 選択する者にとって分かりやすい制度であることが大切であり、類似の制度が複数存在することに 444 よる混乱や、制度の説明に困難が生じることは避ける必要があると考えられる。また、選択の前提 445 として、安全かつ安心できる情報が得られる場が確保されている必要があるのではないか。
- 450 入居契約の時点では遅く、広告やホームページといった最初の段階で、包括サービスか「外付け」 451 のサービスかが分かるようにすることが重要ではないか。「外付け」サービスの場合は介護サービ 452 スが付いていないため、自由に介護サービスを選べるメリットがある一方、選択する内容によって 453 自己負担も変わることを最初に認識しておかなければ後でトラブルになる可能性がある。自分の親 454 がどのようなサービスを受けることが望ましいか、また、場合によっては過剰サービスの問題があ 455 ることも意識させることが必要ではないか。
- 456 介護保険サービスの場合は、保険者たる市町村等の関与のもと、重要事項説明等の義務が法定され
- 457 「最後候り一と人の場合は、保険者にも同画科等の関子のもと、重要事項説明等の義務が法定され 457 ている一方、「住宅型」有料老人ホームの入居に当たっては、独自のサービス内容やそれに基づく

- 458 家賃以外の費用も契約内容となっており、入居者のみならず、地域包括支援センターやケアマネジ
- 459 ャーにとっても理解が難しいケースがあるのではないか。
- 460 また、入居希望者の選択が歪められるような事例があったとしても、行政の指導等が及びにくく、
- 461 改善に至ることが難しいことが課題ではないか。
- 462 高齢期の特徴として、契約能力はあるが、情報収集力・比較検討力・判断能力が衰えた段階で初め
- 463 て直面する選択であるとの前提で検討することが重要ではないか。さらに、高齢化に伴う認知機能
- 464 の低下に加え、行動経済学の観点からは様々なバイアスに誘導されやすいと考えられ、また、家族
- 465 等であっても確立された完璧な消費者たりうることは難しいという前提で検討される必要があるの
- 466 ではないか。
- 467 このため、基本的には市場原理の中でサービスが展開されることを前提としつつ、形式的な情報提
- 468 供に留まらず、情報の非対称性を埋めるための情報公開や、高齢者が自ら正しく選択し意思決定で
- 469 きるためのサポート策を考えることが重要ではないか。
- 470 契約書を説明・交付するだけでなく、重要事項をまとめた書面を契約前に説明・交付することで、
- 471 消費者トラブルを未然に防ぐよう義務づけられている分野もあり、参考とする必要があるのではな
- 472 いか。
- 473 「住宅型」有料老人ホームについては、特定施設と比べても契約関係が複雑で分かりにくいことか
- 474 ら、特に併設の介護事業者と有料老人ホーム運営事業者との責任関係、サービスと費用の対応関係、
- 475 値上げ、解約に関する事項、有料老人ホーム運営事業者が責任を負わない事項など、入居後にトラ
- 476 ブルとなりやすい事柄について、契約書等で明示する必要があるのではないか。
- 477 特に、提供できるサービスと提供できないサービス、別料金が必要なサービスについて、契約書や
- 478 重要事項説明で明確にし、有料老人ホームと利用者・家族が同じ認識を持つことが、入居後のトラ
- 479 ブルを防止し、ひいては職員や入居者たる高齢者の尊厳を守ることにつながるのではないか。その
- 480 意味で、有料老人ホームと高齢者やその家族が連携・協力し合うような関係づくりを契約に基づき
- 481 行うことが必要ではないか。
- 482 また、入院先から必要に迫られ、退院までの限られた時間内で住まいを選択しなければならないケ
- 483 ースがある中、本人が直接施設に赴かず、入院しながらでも、自ら選択し納得のうえで入居に至る
- 484 ことができる環境の整備が必要ではないか。
- 486 が適切に連携していれば紹介事業者を頼る必要は生じないのではないか。また、近場であれば、こ
- 487 れまでのかかりつけ医が引き続き診ることが望ましいのではないか。
- 488 入居に当たり、その有料老人ホームのサービスの具体的な内容、体制、何に対する費用かも含め、
- 489 常時ホームページなどで確認できることが重要ではないか。
- 490 有料老人ホーム運営事業者の負担感にも考慮しつつ、「介護サービス情報公表システム」でもサー
- 491 ビス付き高齢者向け住宅情報提供システムと同様の仕組みが導入されれば、利用促進につながるの
- 492 ではないか。
- 493 情報公開のシステムに関して、一般の方、特に介護者である家族等が求めている情報を整理し、内
- 494 容を充実させ、見やすさにも配慮して公開することが重要でないか。たとえば、住宅に関する情報
- 495 と、介護に関する情報が区分けされており、素早く検索でき、求める情報が瞬時に分かるような工

- 496 夫が必要ではないか。
- 502 介護サービス情報公表制度のように、常時情報が公開されていることは重要であり、利用者がサービスの利用を開始した後もそのサービスが提供されているか否かについて確認できるよう、常時公表されている情報に対する責任を有料老人ホーム運営事業者側が負っているのではないか。例えば、夜間帯に看護師がいるということが公表されていれば、実際に配置されている必要があり、それを、入居者自身が確認できる必要があるのではないか。情報の正確性だけではなく、常に公表されてモニタリングに資するような制度運営も重要ではないか。

(適切な相談先の確保について)

- 510 高齢者が早めに住み替える場合の相談先が分からないケースが多々あるため、適切な相談窓口があ 511 れば、紹介手数料の問題等もなく、スムーズに入居先を見つけることが可能になるのではないか。
- 512 消費者たる高齢者やその家族等はもちろんのこと、相談を受けるケアマネジャーにとっても、契約 513 にまつわる事柄を相談できるような窓口が必要ではないか。
- 514 入院時に退院支援を行う医療ソーシャルワーカーのような専門職も、「まずはこのシステムを見れ 515 ばいい」と思ってもらえるようなシステムになるといいのではないか。

③対応の方向性

508509

516517

518519

520521

522

523

524

525

526

527

528529

530

531

532

533

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

(入居契約の透明性確保について)

- 消費者保護の観点から、契約書や重要事項説明書、ホームページなどにおいて、有料老人ホーム運営事業者が十分な説明や情報提供を行うことを確保する必要があるのではないか。また、契約書や重要事項説明書を契約前に書面で説明・交付することを義務づける必要があるのではないか。
- より具体的には、重要事項説明書等において、特定施設・「住宅型」有料老人ホームの種別、介護保険施設等との相違点、要介護度や医療必要度に応じた受入れの可否、入居費用や介護サービスの費用及び別途必要となる費用、施設の運営方針、介護・医療・看護スタッフの常駐の有無、看取り指針の策定の有無、退去・解約時の原状回復や精算・返還等に関する説明が確実に行われることが必要ではないか。
- 特に、有料老人ホームと同一・関連法人の介護事業者によるサービス提供が選択肢として提示される場合には、実質的な誘導が行われないよう、中立的かつ正確な説明が確実に実施される必要があるのではないか。また、多くの高齢者は有料老人ホームを「終の棲家」とすることを想定していることから、要介護状態や医療処置を必要とする状態になった場合に、外部サービス等を利用しなが

534 ら住み続けられるか、看取りまで行われるか、あるいは退去を求められるかについても、しっかり 535 とした説明が確実に実施される必要があるのではないか。

(情報公表の充実について)

536

537

538 539

540

541

542 543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

555

553 (4) 入居者紹介事業の透明性や質の確保

554 ①現状:課題

(入居者紹介事業者の動向について)

(適切な相談先の確保について)

推進を図ることが有効ではないか。

○ 令和2年度に実施した調査研究事業においては、高齢者住まいの入居ルートで最も多いのは、「本 556 557 人・家族等からの直接申込み」であり、「紹介事業者による紹介」は、特定施設で25%程度、「住 558 宅型」有料老人ホームやサ高住で1割程度であったが、近年、都市部を中心に紹介事業者の存在感 559 が増している。

○ 入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料老人ホー

○ こうした情報公表システムの充実が求められるところ、現状の介護情報公表システムへの情報の入

○ 地域ごとにワンストップ型の相談窓口を設け、相談内容に応じて専門的な機関につなぐ連携の仕組

みを構築することが有益ではないか。特に、高齢者住まい選びや入居後の苦情相談について、ノウ ハウを有する公益社団法人有料老人ホーム協会などの人員体制や周知の充実を図り、活用の一層の

等をグラフ化して視認性を高めるといった工夫が考えられるのではないか。

対して入力を促すための方策を検討する必要があるのではないか。

ムの情報公表システムが必要ではないか。入居希望者やその家族が必要とする前述のような情報を

条件検索できるようにした上で、抽出したり条件により並び替えられる機能を盛り込んだり、数値

カ・登録を行っている有料老人ホームが十分でないことを踏まえ、各有料老人ホーム運営事業者に

- 紹介事業は、高齢者本人を希望する高齢者住まいへ結びつける役割を果たしているところ、紹介事 560 業者の相談・紹介の質を高める観点から、事業者団体の主導により、高齢者住まい事業者団体連合 561 562 会(以下「高住連」という。)において、「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」(以下「紹 介事業者届出公表制度」という。)を運用している。 563
- 564 ○ 一方、令和6年秋には、有料老人ホームが入居者募集の際に、紹介事業者に対して、要介護度や医 療の必要度に応じた高額な紹介手数料を支払うといった、社会保障費の使途の適切性に疑念を持た 565 566 れる事案が明らかになった。
- 567 ○ これを受けて高住連が実施した実態調査によると、紹介事業者ごとの紹介手数料の平均額は20万 568 円台と、月額家賃の1~2ヶ月相当の事業者が約半数であったが、一部では、がん末期や難病患者 569 などについて、月額家賃と比して高額な紹介手数料を設定している事例も確認された。
- こうした事案を受け、厚生労働省では、高住連に対して紹介事業者届出公表制度の速やかな見直し 570 571 を要請し、高住連は、「届出事業者の遵守すべき行動指針・遵守項目」の見直しを実施した。また、

厚生労働省においても標準指導指針を改定し、「社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を 与えるような手数料の設定を行わないこと・応じないこと」と明記し、都道府県と連携して指導を 徹底することとする対応を行った。

574 575 576

572

573

(入居者紹介事業者の役割と責任について)

- 577 紹介事業と宅地建物取引業との違いについて、宅地建物取引業の場合は、売主・貸主が事業者では 578 ない一般の個人が多く、かつ、売主・貸主自らが募集を行わない場合がほとんどであるのに対して、 579 高齢者住まいの入居者紹介事業の場合は、有料老人ホーム自ら募集を行う場合がほとんどである。
- 580 紹介事業者は本来、入居契約に関与しない立場にあるが、実態としては入居希望者への提案を行っ 581 ており、実質的に入居契約に関与していないとまでは言えないのではないか、との指摘がある。
- 582 不動産であれば仲介会社が契約書や重要事項説明書に押印をして、責任所在をはっきりさせるとい 583 うプロセスがあるが、紹介事業者においてはそうしたルールは特段ない。
- さらに、ソーシャルワーカーやケアマネジャー等が、紹介事業者をよく理解せずに紹介事業者に入 584 585 居者の住まい探しを丸投げしてしまうケースがあるという課題が指摘されている。

586 587

(入居者紹介事業の透明性の確保について)

- 有料老人ホームの経営面から考えると、人件費や物価上昇の中で収益を上げる必要があり、高い紹 588 介手数料を払ってでも入居者を集めようとしてしまう力学が働くのではないか、そうした中、本来、 589 590 紹介事業者は、入居者のニーズに応じた有料老人ホームを紹介すべきところ、高い手数料を提示す 591 る有料老人ホームに誘導する懸念があるのではないか、との指摘がある。また、入居者側からも、 592 高齢者住まいの類型等がわかりにくい中で、色々な理由で紹介手数料の高い有料老人ホームに誘導 されてしまう懸念があるのではないか、との課題が指摘されている。 593
- 過剰な介護・医療を提供するモデルが、紹介手数料の上昇につながってきたのではないかとの指摘 594 595 がある。また、要介護度が重い人ほど紹介手数料が高かったり、必要な医療度が高いほど(場合に 596 よっては看取りの時期が近い人ほど)紹介手数料が高い設定になっている場合が見受けられるとの 597 指摘もある。

598 599

②検討の視点

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

- 入居希望者は、紹介事業者から提供される情報を重要な判断要素として有料老人ホームの入居を決 602 603 める場合が多いと想定されるが、入居希望者と紹介事業者との間には必ずしも契約があるわけでは 604 ないため、入居希望者に対する紹介事業者の責任や役割を明確にする必要があるのではないか。
- 605 仮に無償の準委任契約が成立していると解されるのであれば、紹介事業者と入居希望者との間では、 606 民法や消費者契約法が適用されることになると考えられる。また、紹介事業者は、準委任契約に基 607 づき、いわゆる善管注意義務を入居希望者に対して負うと考えられる。このため、義務の内容とし ては、正しい情報を提供すること、入居希望者の希望に沿った適切な有料老人ホームを紹介するこ 608 609

- 621 紹介事業者の中立性を担保する観点から、事業者団体(高住連)の紹介事業者届出公表制度では、 622 情報の開示や手数料体系、手数料受取権利の有効期間、個人情報の適切な取扱、反社会勢力との関 623 係がないことの確認等をルール化するとともに遵守を求めており、これらの点が形式的にではなく 624 実際に遵守される仕組みが必要ではないか。
- 625 紹介事業者について、介護保険制度の適正な運営や入居者保護の観点から、本来は公的な制度とし 626 てマネジメントされるべきものと考えられるが、現状では難しいため、事業者団体としての自主規 627 制の形であっても、国や行政の強力な後押しや関与があるスキームにする必要があるのではないか。

③対応の方向性

632

633

634635

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

- 636 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャル 637 ワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り 638 適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できる仕組みが必要ではないか。
- 639 C このため、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業 640 者を優良事業者として認定する仕組みの創設が有効ではないか。
- 641 紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されていることから、こうした仕組みのなかで、紹介事業者が、利用者に対して自らの立場を明確に説明したうえで、中立的な立場から、正確な情報に基づき入居希望者の希望に合った有料老人ホームを紹介すること、成約時に有料老人ホーム側から紹介手数料を受領すること、紹介手数料の算定方法等を、入居希望者に対し事前に書面で明示するといった対応が必要ではないか。
- 646 ┃○ 紹介手数料の設定については、賃貸住宅の仲介を参考に、例えば月当たりの家賃・管理費等の居住

- 647 費用をベースに算定することが適切ではないか。
- - このため、紹介事業者届出公表制度に基づく情報公表の仕組みを充実させ、紹介事業における業務 内容やマッチング方法、紹介可能なエリア、提携する高齢者住まい事業者、紹介手数料の設定方法 等について検索可能なシステムを作る必要があるのではないか。

653

650

651

652

654

655

(5) 有料老人ホームの定義について

- 656 ①現状·課題
- 近年、主に自立・軽度の方を対象とする高齢者住まいの中には、各個室にキッチンや浴室等を完備した上で、地域開放型の食堂を併設するタイプがある。自治体によっては、こうした住まいについても、併設レストランがあることのみをもって「食事の提供」を行っているとして有料老人ホームに該当すると判断している。これに伴い、自治体の指導指針に基づき夜間の職員配置やスプリンクラーの設置等が求められることが高齢者住まい事業者にとってハードルとなっているとの指摘がある。

666 667

②検討の視点

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

668669670

○ 有料老人ホームの定義とその該当性をどう判断するか、有料老人ホームの定義に含まないものはどのようなものかを整理するべきではないか。有料老人ホームの該当性の判断に解釈の余地があることが、未届問題の一因となっているのではないか。

672673

674

675

671

③対応の方向性

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

676677

678679

○ 例えば、介護事業者が入居者に対して介護食等を提供している場合には「食事の提供」を行っていると判断すべきだが、他方で、自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないことを明確化する必要があるのではないか。

680 681

683 (6)地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業(支援)計画の作成に向けた対応

- 684 ①現状·課題

695 **②検討の視点**

694

696

697

704

705

706

707

710

711

712

713

714

715

716

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

698 (1) 「住宅型」有料老人ホームが要介護認定を受けた高齢者の受け皿として機能していることを踏まえ 699 ると、自治体として、必要とされるニーズを把握・推計していくことが重要ではないか。

700 合サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者 701 向け住宅が多様な高齢者の住まいとなっている状況を踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの 702 当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を「必要に応じて」勘案す 703 るという現行の介護保険事業計画基本指針の規定では、実効性の担保が難しいのではないか。

③対応の方向性

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

- - 毎年度提出を求めている重要事項説明書から把握可能な情報に加え、より的確にニーズを把握していくために、自治体と有料老人ホーム運営事業者の双方に過度な負担をかけることなく、簡便な方法で情報を把握する仕組みの構築が必要ではないか。
 - 次期介護保険事業(支援)計画や老人福祉計画の策定に向けて、高齢者住まいごとの基本情報(例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無などの情報の一覧)、入居者の要介護度別の人数や割合などの集計情報、高齢者住まいのマッピングなど、保険者たる市町村自身で把握・整理していく仕組みが必要ではないか。

- 717 2. 有料老人ホームの指導監督のあり方
- 718 (1) 届出制や標準指導指針による現行制度の課題
- 719 ①現状と課題

- 736 こうした中、令和6年9月に、複数県で事業展開していた事業者の経営が行き詰まり、当該事業者 737 の運営する複数の「住宅型」有料老人ホームにおいて、職員が一斉退去したことにより入居者全員 738 が短期間に他の施設への転居を余儀なくされる事案が発生し、複数自治体において入居者保護のた 739 めの早急な措置が求められた。
- 740 この他、自治体による実地指導において、サービスの提供実態と請求内容に乖離が疑われる介護事 741 業所に指導を実施しても、実績などを記載した書類が整っている場合、不適切なサービス提供実態 742 の立証が難しいという課題が指摘されている。
- 743 なお、家賃支払いについては、かつては入居時の一時金による方式を採用する有料老人ホームが多 744 かったが、現在は全額月払いが約8割と最も多い。類型別にみると、特定施設においては、一部前 745 払いが3割、全額前払いが2割程度であるが、「住宅型」有料老人ホームやサ高住については、9 746 割以上の事業者が全額月払いとしている。なお、前払い金の保全措置は老人福祉法第29条第9項 747 において義務付けされているところ、保全措置を行っていない有料老人ホームが令和6年6月現在 748 で1%程度あった。

751 ②検討の視点

749750

752

753

<u>上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。</u>

754 **(参入時の規制のあり方について)**

- 755 入居者保護の必要性がとりわけ高い場合については、(許可制の一種としての)登録制といった事 756 前規制の導入が必要ではないか。

- 765 民間の創意工夫を損なわずにサービスの質を確保する観点からは、一律の規制強化は適切でないの 766 ではないか。真面目に取り組んでいる事業者も多いと考えられるため、そういった事業者まで一律 767 に厳しく規制してしまうようなことは避けるべきではないか。
- 768 要介護者の居住の場となっている「住宅型」有料老人ホームに求められる要件としては、契約のあ 9方、人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬上の加算等の取扱い等について、特養をはじめ 270 とする介護保険施設、特定施設、サ高住などの基準に対して、著しく不利な条件とならないよう十 271 分な配慮が必要ではないか。また、新たな規制を設ける場合にはローカルルールが発生しないよう 272 明確な規制とする必要があるのではないか。
- 775 新たな制度の対象となる有料老人ホームの範囲は、全ての有料老人ホームを対象とするのか、あるいは中重度の要介護者といった一定の基準を設けた上で、該当する有料老人ホームを対象とするのかといった点も検討が必要と考えられるのではないか。一般的に新しいルールが導入された場合、規制逃れや、供給量に急ブレーキがかかること、撤退、入居者の選別のようなことも起きるおそれもあるため、きめ細かく検討される必要があるのではないか。仮に規制に段階を設ける場合でも、規制逃れとならないような措置が必要ではないか。
- 781 所得の低い方を対象とした高齢者住まいのあり方については、日常生活支援住居施設や居住サポー 782 ト住宅といった認定制度や軽費・養護老人ホームの動向を踏まえながら、新たな制度が設けられた 783 場合にも、注視していく必要があるのではないか。

(標準指導指針について)

- 790 入居者が多様化していることから、自治体が届出後も運営状況を確認でき、最低限、必要に応じて791 強制力を伴って対応できる仕組みが必要ではないか。

- 796 現行の標準指導指針の解釈が自治体により異なるため、公平性の観点からも法制化が必要ではない 797 か。

③対応の方向性

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

(参入時の規制のあり方について)

- 届出制における課題を踏まえれば、参入を妨げるような過度な規制とならないよう留意しつつ、1 で述べたように、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高い、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームについては、登録制といった事前規制の導入を検討する必要があるのではないか。
- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要があるのではないか。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要ではないか。
- その場合、有料該当のサ高住について、サ高住の登録内容と有料老人ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理することが必要ではないか。

(都道府県等への報告事項について)

- 有料老人ホームの設置者から都道府県への報告については、重要事項説明書の提出などの既に都道府県知事への報告事項となっている内容に加え、介護保険サービスの提供体制の有無や、有料老人ホームとサービスの提供主体との関係、財務諸表等については、透明性確保の観点からも、事前に必要ではないか。
- 介護保険サービス提供事業所が有料老人ホームと同一経営主体の場合は、例えば、居宅介護支援事業所(以下「ケアマネ事業所」という。)を含めた主たる介護保険サービス事業者等としてまとめて公表し、協力医療機関がある場合は、そこも含め公表し、有料老人ホームを選択する際の情報とすることが想定される。また、どのような施設類型がその利用者に適しているかの選択にあたり、有料老人ホームで実施される介護サービス費用の自費部分も含めて情報提供できるようにする必要があるのではないか。
- 有料老人ホームに該当するサ高住については、既に高齢者居住安定法に基づく重要事項説明義務や 報告事項が課されていることを踏まえ、新たな制度を設ける場合は、行政への提出を求める事項に ついて、必要な事項に限定したうえで、重複が生じないようにする必要があるのではないか。

(標準指導指針について)

登録制といった事前規制の導入に伴い、都道府県等が事業の開始前・開始後ともに効果的な対応を 取ることができるよう、老人福祉法に基づく統一的な基準として策定することが必要ではないか。

832 833

834

837

839

842

843

844

845 846

847

848 849

850

851

852

853

854

855

856

857 858

829

830

831

(2)参入後の規制のあり方

835 ①現状·課題

- 836 ○ 老人福祉法に基づく行政処分の件数について、「事業改善命令」は、平成29年度から令和5年 度までの7年間で、高齢者虐待といった事案を中心に、約33件あったものの、「事業制限・停 838 止命令」が適用されたのは、全国で入居者に対し、サービスを適切に提供するための職員数が整 備されていなかったことにかかる事案1件にとどまっている。
- 令和6年度に実施した調査研究事業では、有料老人ホームに対する指導監督を所管する都道府県・</br> 840 841 政令指定都市・中核市における現状・課題として、以下の事項が明らかになった。
 - 夜間に職員配置を求めている自治体は約7割あり、その理由としては、「急変時・災害発生の 対応が必要と考えられるため」との回答が最も多かった。
 - 併設事業所等のある有料老人ホームに関する課題としては、「ホームと併設事業所等の間で、 職員の配置や勤務表が区分されていない」との回答が最も多く、また、「ホームの職員ではな く、併設事業所等の職員が夜勤・宿直をしていることをもって、『24時間職員常駐』や『2 4時間看護(介護)付き』等を標榜し、誤認させる」との回答もあった。
 - 立入検査を実施する上での課題認識としては、「担当職員数と比べて対象施設数が多いため、 年間に実施できる件数が限られる」との回答が最も多く挙げられた。
 - 指導・監督における課題としては、「行政処分適用の判断基準がない、漠然としている」との 回答が最も多く挙げられた。
 - その他の課題認識として、「処分基準が明確でない、指導指針では法的拘束力に乏しい」、「介 護事業所が併設され、サービスや従業者が混在している」、「現在の指導監督の枠組みでは適切 な指導は困難」、「事業停止命令による入居者への影響が大きい」との意見があった。
 - 特定施設の指定を受けていない「住宅型」有料老人ホームの場合、都道府県等は老人福祉法第29 条に基づいて処分基準を作成することになるが、同条は漠然としており、明確な処分基準が作成し にくいといった課題があるとの指摘がある。また、有料老人ホームに該当するか否かの判断に解釈 の余地があり、指導に従わない事業者が一定程度存在することが課題であるとの指摘もある。
- 有料老人ホームの場合、事業廃止や休止の場合にサービスが継続的に提供されるよう、連絡調整や 859 便宜の提供の義務が行政のみに課されている点も課題であるとの指摘がある。 860

861

862

- ②検討の視点
- 上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

863 864

865 ○ 入居者の尊厳・意思の尊重や、不利益を被らないための基本的な事項が守られる必要があり、事業

- 866 者が有料老人ホーム運営から撤退する場合も含めた対応が必要ではないか。
- 870 自治体指導指針は行政指導であって強制力がないことを理解している事業者は、指導を受けたとし 871 ても改善に向けた対応をとらないケースが一定程度存在するのではないか。そうした場合、自治体 872 が行政処分を検討しても、処分基準が不明確という課題も指摘されており、介護保険法の介護保険 873 施設等に対する監査マニュアルで示された「処分基準の考え方の例」のように、老人福祉法におい 874 ても統一的な考え方を整理することが有効ではないか。
- 875 介護保険施設・有料老人ホームにおいては、有料老人ホームの努力と制度面での対応の両輪で取組 876 が進められているが、介護保険施設に限らず、どのような住まいであっても、高齢者虐待の防止の 877 ための体制整備等を進めていく必要があるのではないか。
- 881 介護保険施設においては、必要なサービスが継続的に提供されるように、介護サービス事業者に連 882 絡調整や便宜の提供の義務付けがなされていることから、有料老人ホームという高齢者住まいの特 883 性を踏まえれば、同様の対応を求める必要があるのではないか。

③対応の方向性

888

889

890

891

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

- 897 経営の継続が困難と見込まれる事業者に対しては、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とする 898 ための整理が必要ではないか。
- 901 事業廃止や停止等の場合においては、有料老人ホーム運営事業者が、十分な時間的余裕を持って説 902 明するとともに、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整

903 について、行政と連携しながら責任を持って対応することに関する一定の義務づけが必要ではない 904 か。

- 905 3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方
- 906 (1)「住宅型」有料老人ホームにおける介護サービスの提供について
- 907 ①現状・課題
- 908 (いわゆる「囲い込み」の背景と実態について)
- 909 高齢者向け住宅の入居者に対する過剰な介護サービス提供(いわゆる「囲い込み」)について、例 910 えば、介護サービス事業所が併設等する高齢者住まいにおいて、家賃や管理費等を不当に下げて入 911 居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提 912 供しているケースが想定される。
- 913 「住宅型」有料老人ホームやサ高住において入居者に対し過剰な介護サービスの提供が生じる背景 914 として、「住宅型」有料老人ホームやサ高住の入居者に介護サービスを提供する場合は出来高報酬 915 であり、かつ、介護報酬の利用上限額が特定施設よりもやや高いこと、また、有料老人ホームと同 916 ー・関連法人が事業所を併設・隣接するなどして、居宅系サービスを展開している場合が多いとい 917 う実態が指摘されている。
- 923 一方、「住宅型」有料老人ホームの場合は、有料老人ホームが入居者との間で入居契約を結んだ上で、ケアプランの作成や介護サービスについては、入居者が地域の介護事業所と自由に契約し、それぞれの介護事業所がサービスを提供する関係にある。一方、有料老人ホームと介護事業所が形式上は別個に運営されているものの、実態としては有料老人ホームと同一・関連法人等の介護事業所が併設され、有料老人ホーム運営事業者が入居者に対して介護も事実上一体的に提供している形態が多い。

- 940 同一経営主体と推認される居宅介護支援事業所や訪問・通所系サービス等の利用が入居条件となっ 941 ている例、他のサービス事業所従事者やかかりつけ医等が有料老人ホーム内へ様々な理由で立ち入 942 りできないようになっている例、併設サービス等の利用がなければ家賃をはじめ各種の割引が受け

943 られない例があると指摘されている。

958959

975976

- 949 提出する有料老人ホーム事業者もあり、また、介護等の給付費が過剰に利用されていることが疑わ 950 れるケースが後に判明するケースがあるとの指摘がある。

(介護サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルについて)

- 963 高齢者住まい団体の調査によると、適切に運営するサ高住の軽度入居者が利用する介護サービスは、 964 区分支給限度額に対して5~6割程度であり、在宅独居の高齢者とほぼ同程度であることが示され 705 でいる。一方、出来高報酬の「外付け」介護サービス等が一体的に提供されている事業経営モデル 7096 の一定割合において、介護度に関わらず、支給限度額の8~9割程度までが利用されていることが 7097 示されている。

(「外付け」介護サービスとケアマネジメントの関係について)

977 ① 介護サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルにおいて、いわゆる「囲い込み・使い切978 り型ケアプラン」(※)が作成されているとすれば、ケアマネジャーが入居者とともにケアプラン979 を主体的に決められておらず、アセスメントが表面的になる懸念がある。例えば、通常ケアマネジメントで確認される、心身の状態悪化のリスク、認知症のBPSD等、入居者の心身の状況・環境

- 981 や起こり得るリスクについて、それらへの対応が不十分なケアプランとなりやすく、また身体拘束 982 等の高齢者虐待に至るリスクもあるのではないかとの指摘がある。また、転倒や誤嚥などのリスク 983 に関する検討やアセスメントも不十分であるため、介護に関するインシデントも増えるのではない 984 か、との指摘もある。
- 988 (※)本検討会において、サ高住・「住宅型」有料老人ホームのビジネスモデルは、①住まい部分の利益を適正に見込み、併設事業所による介護・医療サービス部分の利益も適正に見込んでいるモデル、②住まい部分の利益を適正あるいは最大に見込み、併設事業所による介護・医療サービス部分の利益を最小(もしくは赤字)に見りののの利益を最大に見込んでいるモデル、③住まい部分の利益を最小(もしくは赤字)に見いる、併設事業所による介護・医療サービス部分の利益を最大に見込んでいるモデル、の3つがあり、このうちの②あるいは③のようなビジネスモデルがいわゆる「囲い込み・使い切り型ケアプラン」を生み出す最大の要因ではないか、と指摘されている。

(自治体による実態把握について)

1009 ②検討の視点

10021003

1008

1011

1010 上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

1012 (ケアマネジメントのプロセスの透明化について)

- 1013 高齢者が有料老人ホームへの入居後も、入居前から利用しており信頼関係が構築できている居宅サ 1014 一ビス等事業所を引き続き利用することを含め、入居者が自らの希望と必要性を踏まえ、居宅サー 1015 ビス等事業所を選択できることが基本であり、これを確実に担保する制度を構築する必要があるの 1016 ではないか。
- 1017 入居者自身の選択及び決定による、入居者本位のサービス利用を担保するためには、ケアマネジメ 1018 ントの中立性の確保が重要ではないか。

- 1019 また、入居者(高齢者やその家族等)自身も、自ら選んだ介護サービスをチェックすることが必要
 1020 ではないか。有料老人ホーム運営事業者に任せ切りにする中で過剰介護が生まれてしまうため、介
 1021 護サービスが「外付け」の場合は、自らで選択した介護サービスであるという意識をもって自ら確
 1022 認をするなど、入居者自身のリテラシーを高めることも重要ではないか。
- 1023 高齢者が高齢者住まいに入居する際に、本人の希望に応じて、それまでに使っていたケアマネジャ 1024 一あるいは介護サービスを入居後も利用できることが法令に基づき担保されるべきことを、地域包 1025 括支援センター、地域のケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーといった専門職が認識を深める 1026 ことが必要であり、高齢者本人やその家族等の選択が周囲の専門職に適切にサポートされる体制づ 1027 くりが必要ではないか。
- 1031 自立を支援するケアマネジメントを行う上で、これを阻害する圧力がケアマネジャーにかからない 1032 環境構築が必要ではないか。
- 1033 有料老人ホーム入居者やその家族等が適切にサービス選択するため、ケアプランの作成プロセスを 1034 把握できる仕組みが必要ではないか。

(住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について)

- 1047 本来、不動産部門と介護部門は別の事業であるため、経営が明確に区分され、それぞれにおいて適 1048 切に収支が成り立つような経営プランである必要があるのではないか。
- 1051 家賃設定に当たって、住まい事業としての適正な利回りを勘案して決められる必要があるが、契約 1052 書において、併設サービスを多く使えば家賃を減免する例や、家賃が無料に近い例も散見されてき たところ、指導監督において契約書の適切性をチェックすることも重要ではないか。
- 1054 有料老人ホーム事業と介護事業が一体的に行われている場合、有料老人ホームと併設等の介護事業 1055 所に兼務している職員が入居者に対する見守りやサービス提供を行っている場合もあることから、
- 1056 有料老人ホームへの指導監督と居宅介護サービス事業者への指導監督を合同または連携して行うこ

1057 とが望ましいのではないか。

1058

1059

(自治体による実態把握について)

1062

1063

(地域に対する透明性の向上について)

- 1064 介護サービス等や、サ高住の建設補助金が入っている住まいであることを、高齢者住まい事業者や 1065 地域が認識し、透明性を高めていくことが重要ではないか。サ高住の整備事業に関しても、地域交 1066 流とコミュニティがキーワードとして重視されてきている。自立型の有料老人ホームの中には、地 1067 域の避難所となって防災設備を提供する事例の他、図書館・カフェ・こども食堂を併設する事例や 保育園を併設して入園児との交流を実施する事例も多い。地域との交流については、地域の方が住 1068 まいに来て交流する方法と、「外付け」のサービスが地域に対して貢献する方法の2通りがあるが、 1069 1070 そうしたことが適切に行われ、地域の方々にも認知されるようになれば、紹介事業に依存せずとも 安定的な入居希望者の確保が可能となるのではないか。 1071

1078

1079

③対応の方向性

こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。

108010811082

1083

10841085

1086

【(ケアマネジメントのプロセスの透明化について)

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されることが重要であり、介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を 担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等の措置を 行うこととしてはどうか。
- 1090 入居契約において、有料老人ホームと資本・提携関係のある介護サービス事業所やケアマネ事業所 1091 の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつ 1092 け医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けてはどうか。

1094 やケアプラン作成の順番といったプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希 1095 望者に対して明示することや、契約締結が手順書やガイドライン通りに行われているかどうかを行 1096 政が事後チェックできる仕組みが必要ではないか。

○ 届出・登録等や指定の際の行政による指導・助言及び運営指導等においてこうした対応を有料老人ホーム運営事業者や介護サービス事業者に徹底することや、ケアマネジャーに対して研修等により確実に周知することが考えられるのではないか。

(自治体による実態把握について)

- 有料老人ホームがケアマネ事業所や介護サービス事業所と提携する場合は、有料老人ホームが事前 に当該提携状況を行政に報告・公表し、ケアマネ事業所や介護サービス事業所の契約に関して中立 性が担保されるための体制を行政がチェックできる仕組みが必要ではないか。
- 「住宅型」有料老人ホームやサ高住に入居した場合に、ケアマネ事業所が保険者に連絡票を届け出ることで有料老人ホームとケアマネ事業所の情報を紐づけることが有効ではないか。

(住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について)

- 妥当性が担保されない事業計画に対する行政の事前チェックが働くことが必要ではないか。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要ではないか。

(地域に対する透明性の向上について)

○ 有料老人ホームが地域と交流し、地域の中でより積極的な役割を果たしていくことが重要ではないか。このため、地域密着型サービスの運営推進会議や、地域の医療・介護連携会議への参加推奨なども行い、地域での顔の見える関係づくりを通じ透明性の向上を促すことが必要ではないか。

(2) 特定施設入居者生活介護について

1121 ①現状·課題

1097

1098

1099

1100

11011102

1103

1104

1105

11061107

11081109

11101111

1112

11131114

1115

1116

1117

- 1131 また、有料老人ホームの運営事業者の観点からは、「住宅型」有料老人ホームに比べて包括報酬に

- 1132 よって経営が安定しやすい面があり、入居者に対して包括的なケアが提供でき、これにより職員の 1133 モチベーションが向上する可能性もある一方、出来高報酬の「外付け」サービスから特定施設に移 1134 行することによって収益が減る可能性もあるとの指摘がある。また、人手不足の中で特定施設の人 1135 員配置基準を満たすことが難しい、建物の設備・構造を含めた計画が、特定施設を前提としたもの 1136 になっていないと難しい、との指摘もある。

1143 ②検討の視点

1142

1144 1145

11631164

上記①の現状及び課題について、本検討会における議論では、以下のような意見があった。

1146 **(特定施設への移行について)**

- 1147 総量規制が導入された背景、目的、財源の制約等を踏まえつつ、やむを得ず「住宅型」有料老人ホ 1148 一ムを選択せざるを得なかった有料老人ホーム運営事業者に対して適切な移行の選択肢を提供する 1149 ことが必要ではないか。また、入居者の状態が特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重 度の要介護者を中心に受け入れる場合、ケアマネジャーやサービス事業所の同一経営主体への入居 1151 者の集中度合い等を踏まえ、契約の安定性、入居者保護の観点から、人員や設備、運営体制につい 1152 て一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが考えられるのではないか。
- 1153 各地域において今後の高齢者住宅の需要は大きく異なるなか、高齢者住宅の将来の需要推計を精緻 1154 に行う必要があり、その上で、特定施設がまだまだ必要な地域については、総量が適切に設定され 1155 ることが必要ではないか。
- 1156 高齢者住まいごとの基本情報(例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無などの情報 1157 の一覧)、入居者の要介護度別の人数や割合など、自治体における特定施設への移行の検討をする 1158 際の一助にもなるため、市町村自身での把握を促していくということも重要なのではないか。

(外部型特定の活用について)

1165 一般型特定施設への移行は、自治体の総量規制の柔軟な対応が必要だが、人員基準や設備基準を満 1166 たすことが困難な場合もあるため、要件を満たすハードルが低い外部サービス利用型への移行を推 1167 進することも考えられるのではないか。その際、区分支給限度額が下がってしまうほか、一般型と 1168 比較して取得できる加算が限られており、また、外部サービス利用型特定施設から委託を受けた介 1169 護事業所は、夜間・早朝・深夜の加算を算定できないため、外部型へ移行するに当たっての報酬上

- 1170 のメリットについて、検討が必要ではないか。

1173

1174

- ③対応の方向性
- <u>こうした点を踏まえ、下記の方向性で対応を進める必要があるのではないか。</u>

11751176

1177

(特定施設への移行について)

1178 1179

1180

1181

1182

1183

1184

- 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、特定施設への移行のメリットを明確にする等により、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行
- を促すことが考えられるのではないか。
- 自治体にとって移行促進のメリットが明確になるよう整理する必要があるのではないか。その際、 管内の「住宅型」有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便な方法で把 握できるようにする必要があるのではないか。

11851186

1187

1188

1189

- (外部型特定の活用について)
- 人員などの体制確保が困難で、一般型特定施設への指定申請が難しい場合は、外部サービス利用型 特定施設に指定申請を行うことも考えられるため、「住宅型」有料老人ホーム等の移行も想定した 基準や報酬体系の整備も検討される必要があるのではないか。